

通称使用に関する男女共同参画の観点からの検討必要性について

家 本 賢 太 郎

1. 議論の背景

- ◆ 選択的夫婦別氏制度に関わる様々な議論（平成 8 年法制審議会答申、平成 22 年第 3 次男女共同参画基本計画等）について国会における議論の進展が見えない中、時々刻々と変化する社会・経済状況を踏まえ、現時点における旧姓などの通称使用に関する課題を明らかにする必要性がある。
- ◆ 司法は「夫婦同氏制が、婚姻前の氏を通称として使用することまでを許さないというものではない」¹との意見の一方、通称使用が広まることによって一定程度は夫婦同氏制による「不利益が緩和され得るものである」（同）とする。
- ◆ しかしながら、ビジネス・学術分野に限らず、スポーツ・地域社会等の分野においても、通称使用が一般化し得る状況にあるとは言い難い。
- ◆ 第 4 次男女共同参画基本計画においては、社会制度・慣行に関し、「民法改正等に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進める。」（第 9 分野）としたが、一方で司法は選択的夫婦別氏制度について「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」（同）としており、議論の終着点が見出せない状況にある。
- ◆ 「婚姻前に営業成績を積み上げた者が婚姻後の氏に変更したことによって外観上その実績による評価を受けることができないおそれがあり、また、婚姻前に特許を取得した者と婚姻後に特許を取得した者とが同一人と認識されないおそれがあり、あるいは論文の連続性が認められないおそれがある等、それが業績、実績、成果などの法的利益に影響を与えかねない状況となることは容易に推察できるところである。」²との意見には男女共同参画社会への強いメッセージが含まれていると捉えており、女性活躍加速において重点的な論点であると考ええる。

2. 現時点での検討の必要性

- ◆ 前項および 2016 年 3 月の女性差別撤廃委員会からの最終見解³も踏まえ、選択的夫婦別氏・旧姓などの通称使用に関わる課題調査を早期に推し進めるべきであると考ええる。また、かかる課題への取組が第 4 次基本計画下において何らかのかたちで進展するべく、意見を発する必要性がある。

¹ 最高裁平成 26 年(オ)第 1023 号同 27 年 12 月 16 日大法廷判決多数意見より一部抜粋

² 同岡部喜代子裁判官の意見より抜粋

³ CEDAW/C/JPN/CO/7-8